

福祉文教常任委員会議事録

(令和4年3月14日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年3月14日(月) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委 員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
村井 浩二 森田 忠彦
山田 強 (委員長職務代行者)
議 長 辻本 馨
- 4 欠席委員 委 員 長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 教 育 次 長 池田 貴則
副 町 長 藤原 幹 秘書政策課長 東條 信也
教 育 長 勝良 憲治 福祉介護課長 武部 勝浩
政策総務部長 小角 孝彦 いきいき健康課長 松井 靖
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事 務 局 長 上田 周治 書 記 植木 友也
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第13号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第14号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第16号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算
- (4) 議案第19号 令和4年度太子町介護保険特別会計予算
- (5) 議案第20号 令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算

午前 9時30分 開 会

○山田委員長職務代行者 皆さん、おはようございます。

4日に引き続きまして、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、中村委員長及び斧田副委員長が欠席しておりますので、委員会条例第11条第2項の規定により、年長の私のほうで、委員会を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

本日は、中村委員長及び斧田副委員長が欠席しておりますが、定足数は満たしておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、議案第13号、14号の補正予算案件2件、議案第16号、19号及び20号の当初予算案件3件の計5件でございます。よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

それでは、補正予算案件の議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部福祉介護課長 おはようございます。

それでは、議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

それでは、令和3年度太子町介護保険特別会計予算書の1頁をお開き願ひします。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千117万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3千395万5千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願ひします。

歳出のほうからご説明のほうさせていただきます。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額マイナス1千117万円は、保険給付費に対する支払基金交付金の確定に伴い、当初の補正予算計上額と実際に追加交付される額に大幅な乖離があることから、介護給付費準備基金積立金の減額を行っております。

事業別区分1の1介護給付費準備基金積立事業で、マイナス1千117万円で、1千117円の減額を行っております。

1枚、戻っていただきまして、6頁、7頁の歳入でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金。補正額1千117万円は、先ほど歳出でご説明いたしました支払基金交付金の確定に伴うものでございます。

以上で、令和3年度介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長職務代行者 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 この補正で、第8期の保険料算定に影響はなかったんですか。

○武部福祉介護課長 今回の補正につきましては、令和3年9月議会に補正予算をご提案させていただいた件に関連するものでございます。当初の補正内容のほうなんですけれども、歳入で、支払基金交付金及び一般会計繰入金の追加交付、それと、令和2年度の決算を受けまして、前年度の繰越金を増額補正いたしました。

また、歳出では、国・府支出金の超過交付分を返還するため、返還金を繰り越すと共に、前年度の繰越金の余剰と支払基金等の追加交付分を準備基金に積み立てるものでございました。

しかしながら、その後、令和2年度分の支払基金の交付通知があった際に、当初の補正予算に計上した支払基金交付金に誤りがあったということで、補正予算計上額と実際に追加交付される額に大幅な乖離が判明したことによる補正となっております。

よって、支払基金交付金算定に用いる令和2年度の介護給付費につきましては、確定しておるため、第8期の保険料算定には影響はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長職務代行者 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

私のほうから、議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

令和3年度の太子町後期高齢者医療特別会計補正書1頁をお願いいたします。

第1条第1項でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ839万4千円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ2億3千711万2千円とするものでございます。

まず、歳出の内容でございます。

8頁、9頁になります。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、補正額839万4千円は、事業別区分1、広域連合の納付事業の18節負担金補助及び交付金で、広域連合納付金839万4千円を計上しております。

これは、被保険者数の増加のほか、政令軽減に係る上乘せ軽減の経過措置の終了に伴い、被保険者に納付していただく保険料が増加したことから、収納した保険料を広域連合に納付する広域連合納付金が当初予算を上回ったために、補正を行うものでございます。

続きまして、歳入です。

恐れ入りますが、6頁、7頁になります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、1 節現年分で3 6 6 万4 千円を計上いたしております。

これは、歳出の広域連合納付金でもご説明いたしましたとおり、被保険者数の増加のほか、政令軽減に係る上乘せ軽減の経過措置の終了に伴い、保険料を増額する補正となっております。

次に、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金で、補正額7 6 万7 千円の減額でございます。

これは、政令軽減等の保険料軽減分である令和3 年度保険基盤安定繰入金の繰入額が策定したことに伴い、減額補正を行うものでございます。

以上で、議案第1 4 号、令和3 年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山田委員長職務代行者 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 なぜ、保険料軽減分の繰入金が減ったんでしょうか。軽減される人数が減ったからということなんじゃないかな。

○松岡保険医療課長 年度当初、令和3 年度ですけれども、年度当初につきましては、対象となる被保険者数全員の収入所得を勘案して、後期高齢者医療広域連合から軽減対象者数及び軽減額が示され、それを予算計上しておりました。しかしながら、年度途中で、一定数被保険者数が減少したことから、今回軽減の対象者数が減ったことにおいて、基盤安定の繰入金につきましても減額補正とするものでございます。

○山田委員長職務代行者 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、当初予算案件の議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、概要のご説明を申し上げます。

まずは、歳入歳出を通じて、令和4年度予算の特徴につきまして、ご説明をさせていただきます。

附属説明資料1頁、2頁になります。

1頁、2頁では、それぞれ歳入歳出の内訳について記載をさせていただいておりますが、令和4年度の当初予算の総額は14億7千524万9千円で、前年度と比べ3千312万8千円、2.2%の減となっております。

これは、1人当たりの保険給付費等を令和3年度当初予算と比較し、3%増と見込むものの、被保険者数に200人弱の大幅な減少が見られることによるものでございます。

次に、2頁、歳出から説明をさせていただきます。

まず、保険給付費でございますが、現在は、新型コロナウイルス感染症による受診控えも見られず、必要な医療を必要に応じ被保険者が受診している状況を踏まえ、1人当たりの保険給付費は、前年度当初予算ベースよりも3%の増加としましたが、被保険者数の急激な減少に伴い、保険給付費の合計、ここで言いますと、計のア+イ+ウの欄でございますが、9億8千476万円、前年度比2千570万5千円、2.5%の減となっております。

次に、被保険者の方々から納付していただきました保険料などを大阪府に納付する事業費納付金では、これも被保険者数が大幅に減少することから、事業費納付金の計(小計欄)でございますが、4億2千386万8千円、前年度比4億27万6千円、1%の減となっております。

次に、1頁の歳入になります。

まず、保険料では、被保険者数が減少し、事業費納付金も前年度に比べ減少することを受け、3億18万1千円、前年度比1千232万9千円、3.9%減となっております。

次に、府支出金では、歳出の保険給付費の減に伴い、その財源として交付される保険給付費等交付金の普通交付金の減額により、10億4千858万8千円、前年度比3千87万8千円、2.9%の減となっております。

次に、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の増などにより、1億611万1千円、前年度に比べ507万9千円、5.0%の増となっております。

また、基金繰入金では、被保険者数が減少するものの、被保険者の高齢化などによる1人当たりの医療費の増加が見込まれるため、急激な保険料上昇が見込まれます。

これを一定抑制する目的で、国民健康保険財政調整基金繰入金は、前年度より500万円増の2千万円を計上しております。

次に、附属説明資料の3頁をお願いします。

上段ですが、国民健康保険加入者の状況でございます。一般被保険者数では、2千800人で、前年度と比べ195人の減。退職被保険者数は、制度の終了により、令和4年度は0人となっております。

下の表は、一般被保険者における1人当たりの医療費の推移を表しており、令和4年度は1人当たりの医療費は、令和3年度の年度途中までの実績等を加味し、39万9千686円を見込んでおります。

それでは、予算書のほうをお願いいたします。

178頁でございます。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7千524万9千円とするものでございます。

次に、190頁、191頁をお願いいたします。

まず、歳出からでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費820万円。前年度と比較し、67万3千円の減でございます。

事業別区分1の一般管理事業では、国保連合会に委託している診療報酬等の審査支払業務のほか、各種通知書の作成に係る電算業務委託料、第三者行為の求償事務手数料、

電算システムに係る自治体クラウド利用料、国保連合会への負担金などを計上しております。

主な減の要因といたしましては、電算システム改修費の委託料の減や、印刷製本費等の精査などによるものでございます。

次に、2項徴収費、1目賦課徴収費491万5千円、前年度比183万6千円の減。

事業別区分1の賦課徴収事業では、納付書等の印刷費、郵送料及び口座振替手数料や、コンビニ収納代行業務委託、電算機器及びシステムプログラム賃借料などを計上しております。

減の主な要因といたしましては、滞納管理システムの再リース契約に伴う費用や、印刷製本費の減でございます。

次の頁、192、193頁になります。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、15万1千円、前年度と同額で、国民健康保険運営協議会に係る委員報酬等の経費を計上いたしております。運営協議会委員は、現在9名となっております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。

1目一般被保険者療養給付費8億3千215万5千円及び、1つ飛んで、3目一般被保険者療養費1千473万8千円は、令和2年度までの給付実績及び直近の療養給付費、療養費の見込みを勘案し、計上しております。

目が前後いたしますが、1つ上の2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費は、過年度に係る給付費の請求に対応するため、科目設定の頭出しとして、それぞれ1千円を計上いたしております。

次に、5目審査支払手数料250万円は、国保連合会への療養給付費等の審査支払手数料で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2項高額療養費でございます。

1目一般被保険者高額療養費1億2千501万8千円は、過去からの給付実績や直近の給付見込みを勘案して計上いたしております。

次の頁、194、195頁になります。

次の2目退職被保険者等高額療養費の頭出しとして、1千円を計上させていただいております。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、給付実績や直近の給付

見込みを勘案し、前年度と同額を計上いたしております。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、他の退職被保険者に係る保険給付と同様に、科目設定のための頭出しとして、1千円を計上いたしております。

次の3項助産諸費、1目出産育児一時金630万円は、前年度比210万円の増で、過年度の出産数の実績を考慮し、出産1人につき42万円、15人分を計上いたしております。

次に、4項葬祭諸費、1目葬祭費140万円は、昨年度と同額を見込んでおり、被保険者の葬祭1件につき5万円、28件分を計上いたしております。

次の5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金につきましては、過去の実績並びに直近の見込み等を勘案し、前年度と同額の210万円を計上いたしております。

次の頁、196、197頁になります。

6項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、緊急やむを得ない理由により、医師の指示で、移動が困難な重病人を転院させたときに支給されるもので、1目一般被保険者移送費は、前年度と同額の10万円を、2目退職被保険者等移送費は頭出しの1千円をそれぞれ計上させていただいております。

また、7項傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、被用者が感染した場合及び発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、休みやすい環境を整備が重要であるとの観点から措置されたもので、新たに計上しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分で、3億148万4千円。前年度比26万2千円の減でございます。

本町で収納しました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金など、大阪府に納付するものとなっており、本年1月の大阪府におけます令和4年度の本算定結果に基づき、大阪府から本町に対し提示された事業費納付金の医療費給付費分を計上いたしております。

次に、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は8千967万1千円、前年度より259万2千円の減で、後期高齢者医療保険制度に対する現役世代の支援金として、医療分と同様に、大阪府から本町に対して、後期高齢者支援金

等分として提示のあった事業費納付金を計上いたしております。

次の頁をお願いします。198、199頁でございます。

3項介護納付金分、1目介護納付金分は3千271万3千円、前年度比150万2千円の減で、介護保険制度における2号被保険者に係る保険料で、介護納付金分として、これも大阪府から提示された額を計上いたしております。

次の4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金は、年金機構から提供されるデータを基に退職者医療対象者リストの作成に係る共同事業拠出金で、1千円を計上いたしております。

次に、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、前年度と同額の409万4千円は、エイズ予防のパンフレットの購入費、医療費通知、ジェネリック医薬品の差額通知の郵送料、また、委託料は、人間ドックの半額助成で130件分を計上いたしております。

次に、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費1千898万円。前年度比22万3千円の増。

事業別区分1の特定健康診査事業費1千147万1千円は、特定健診や集団健診に係る費用のほか、国民健康保険団体連合会に委託しております受診券の作成や健診結果等の電算処理に係る費用を計上いたしております。

事業別区分2の特定保健指導事業費（保険医療課）517万円は、特定健診や特定保健指導等の充実を図るため、医療専門職として、管理栄養士1名のほか計2名分の会計年度任用職員の報酬等の人件費を計上いたしております。

次の頁、200頁、201頁になります。

事業別区分3の特定保健指導事業費（いきいき健康課）は、いきいき健康課において実施いたしております保健指導等の事業費として、233万9千円を計上しており、特定健診の結果により、特定保健指導が必要な人への対応として、糖尿病予防教室や重症化予防教室に係る費用などを計上いたしております。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金6万円は、財政調整基金の運用等による利子を同基金へ積み立てるものでございます。

7款公債費、1項公債費、1目利子、前年度と同額の6万円は、国民健康保険財政調整基金の振替運用等に係る利子を計上させていただいております。

次の頁、202頁、203頁になります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険料還付金 1 0 0 万円は、被保険者に対する保険料還付金として、また、2 目償還金 2 千円は、国・府への償還金の頭出しとして、昨年度と同額を計上させていただいております。

9 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 2 千 9 1 5 万 8 千円は、前年度比 8 4 万 1 千円の減。これは予測し得ない年度途中の急な保険給付等の財政需要に対応するため、計上いたしております。

次に、歳入でございます。恐れ入りますが、1 8 4 頁、1 8 5 頁になります。

1 款国民健康保険料、1 項国民健康保険料、1 目一般被保険者国民健康保険料 3 億 1 8 万 1 千円。前年度比 1 千 2 3 2 万 9 千円、2.5%の減となっております。

大阪府に事業費納付金を納付するに当たり、繰入金などと共に必要となる保険料を医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、それぞれ現年分と滞納繰越分について計上いたしております。

次に、2 款一部負担金、1 項一部負担金、1 目一般被保険者一部負担金は、科目設定のための頭出しとして、それぞれ 1 千円を計上いたしております。

次に、3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料は、国民健康保険に係る各種証明書の発行に係る手数料で、前年度と同額の 2 万円を計上いたしております。また、2 目督促手数料は、前年と同額の 8 万円を計上いたしております。

次に、4 款府支出金、1 項府補助金、1 目保険給付費等交付金 1 0 億 4 千 7 2 1 万 4 千円、前年度比 3 千 9 4 万 2 千円の減は、本町が行います保険給付費や保健事業等に必要となる財源について、大阪府から交付されるものとなっております。

なお、1 節保険給付費等交付金普通交付金は、療養給付費や療養費、出産育児一時金や葬祭費などの保険給付に加え、保健事業の実施に対する交付金となっております。

また、2 節保険給付費等交付金特別交付金は、国の保険者努力支援制度に係る交付金及び従来の国特別調整交付金で、府繰入（2 号分）は、従来の府特別調整交付金に係る交付金となっております。

更に、特定健診等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国及び府の負担金分、負担割合は各々 3 分の 1 が交付されるものとなっております。

次に、2 目国保事業助成補助金 1 3 7 万 4 千円は、一般会計において、大阪府と共に実施しております重度障がい者、ひとり親、老人の各医療費助成事業に伴う療養給付費等国庫負担金の減額調整に対する府補助金となっております。

次の頁、186、187頁になります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の運用等に係る利子として、前年度と同額の6万円を計上いたしております。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億611万1千円。前年度比507万9千円の増。

1節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分5千336万5千円は、低所得者に対する保険料軽減分を補填するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分2千961万円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するための繰入金となっております。

3節未就学児均等割保険料繰入金88万6千円は、令和4年度分の国民健康保険料から新たに実施される未就学児の均等割保険料軽減措置に係る繰入れで、負担割合は国2分の1、府4分の1、町4分の1となっており、76人分を計上しております。

4節職員給与費等繰入金1千261万2千円は、歳出の総務費に対する事務経費相当分を繰り入れるものとなっております。

次に、5節財政安定化支援事業繰入金364万1千円は、高齢者の加入割合に応じて繰り入れるものでございます。

次の6節その他一般会計繰入金599万7千円は、保険料の町独自減免等に対する補填分や、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額相当分の補填分のほか、集団健診でのがん検診のセット受診の費用を繰り入れるものとなっております。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2千万円は、前年度と比べ500万円の増。被保険者数は大幅に減少するものの、被保険者の高齢化による医療費の伸びなどにより、急激な保険料上昇による本町被保険者への負担を緩和することを目的に、町独自の激変緩和措置として、財政調整基金を前年度に引き続き、繰り入れるものでございます。

次に、7款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金は、科目設定のための頭出しとして、1千円を計上いたしております。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金から、次の頁、188、189頁になります、5目の過料までは、それぞれ頭出しとして、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2項雑入でございます。1目雑入として、前年度と同額の20万円を計上して

おります。

最後に、飛びますが181頁をお願いします。

債務負担行為でございます。

令和5年度に実施予定の国保保健支援事業でございますが、限度額651万1千円を計上いたしております。

議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長職務代行者 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 歳入の187頁のところの、私も勉強不足なんですけど、未就学児均等割保険料という制度について、ちょっと詳しく教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 未就学児均等割の保険料の制度ということですけども、就学前のお子さんを対象に、国民健康保険料につきましては、所得割、均等割、平等割という内容で保険料を決めております。そのうちの均等割を対象に50%軽減するものでございます。

例えば、政令軽減がありまして、政令軽減がかかってない方であれば、均等割が半額が減免される。政令軽減の2割がかかっている方には6割が軽減される。5割がかかっている方におきましては、7.5割が軽減される。7割軽減がかかっている方は、8.5割が軽減される。そのような仕組みとなっております。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 すいません、ちょっと教えていただきたいのですが、181頁のとくとく健診の中の内容ですね。お願いします。

○松岡保険医療課長 とくとく健診ですけども、とくとく健診と名前がついているものが、毎年8月の最後の週の日曜日から次の週の土曜日までの間、水曜日はお休みいただいているんですけど、6日間、集団健診として、万葉ホールで実施させていただいております。40歳以上で必要な健康診査プラス、そのときにがん検診を受けていただけるといような内容の健診となっております、大体予算的には600名程度、予算を組ん

でおるんですけれども、その中で6割程度が国民健康保険の対象者、それ以外につきましては、後期高齢者医療の被保険者の方であったり、生活保護を受けておられる方につきましても、この健診については受けていただけるということとなっております。

これに係る費用なんですけれども、債務負担行為としておりますのは、令和4年度中に契約を進めないと、令和5年度当初から納付事業を進めていくに当たって準備期間がございますので、契約の手続きを令和4年度中に行うという意味で、債務負担行為を組んでおるといような状況でございます。

以上でございます。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。自分、富田林市で暮らしたときも長かったので、そこで今のがん検診の中の項目の中身なんですけれども、今こういう金額でという形が出てるんですけれども、また負担増になるのか分かりませんが、血痰というて、痰を出して血が混じってるかとか、そういう検診もあるみたいなんです。それと、あと、これもちょっといろいろ皆さんとお話もしてたんですけど、ピロリ菌の検査とか、そういうことを、追加項目なんかは、今後、厳しいでしょうか。

○松岡保険医療課長 予算的には、がん検診の部分については、一般会計予算から繰り入れていただいているという状況で、委員おっしゃるように、血痰の検査とか、あとは、ピロリ菌とか、あとよく受けられているのが前立腺の検査とか、そのあたりは、まだ太子町のとくとく健診では対応ができてませんので、今後、関係各課と協議、もしくは、財政当局と協議しながら、前に進められるものは進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。もう2人に1人ががんになるという、今現状という形で、今言われてます。やっぱり太子町の皆さんが、そういうところの苦しみもなく、元気に健やかに生活できるように、また、対応よろしく願いいたします。

○山田委員長職務代行者 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○西田委員 そのとくとく健診ですけれども、今から急いでということ債務負担行為なんですけれども、夏のもんだけで、冬はまた助成か何かで上がってくるのか、ここに冬も含まれてるんでしょうか。

○子安健康福祉部長 今、ご質問の冬の集団健診の分につきましてでございます。

冬の健診につきましても、一時期の夏の健診と同時に契約したほうが安く契約できるのではないかとこのところ検討をさせていただいたんですけれども、ご存じのように、検査項目が夏の集団健診と冬の集団健診でちょっと違ってきております。そういったことで、同時に契約が困難であるということから、この分につきましては、夏の集団健診の分のみを債務負担行為という形でやらせていただいているところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。一般会計で冬のことを説明されなかったの、あれっと思って。すいません、ここで聞いてしまいました。ありがとうございます。

ちょっとお尋ねします。国保の統一に向かって、今進んでいるところやと思うんですけれども、府が決める保険料と、太子町に開きがあって、くっつけたら一遍に値上がりするからということで、こういった基金を投入して、ちょっとでも保険料を上げない努力をしてくださってるんですけれども、今年度で行けば、府が示す統一保険料率を使ったときの保険料と、太子町が、もしそれを使っていたら幾らになって、でも、今回、こういうふうにしているということで、開きはどれぐらいあるんでしょうか。

○松岡保険医療課長 令和4年度の統一保険料と町に当てはめた保険料とを比べて、どうなるのかというご質問ですけれども、大阪府のほうにおかれましては、大阪府内の平均、まずは平均なんですけど、平均は、1人当たりの保険料につきましては、前年度の14万2千845円から14万9千512円、年額で6千667円、4.67%引き上げるという内容となっております。

次に、太子町ですけれども、これにつきましては政令軽減等を導入した後ということで答えさせていただきますけれども、令和3年度の本算定時点の1人当たりの保険料につきましては、12万4千59円。仮に府内統一保険料とした場合の1人当たりの保険料につきましては、14万197円ということで、乖離については13%となるということでございます。

13%という乖離ですので、そこまで一気に急激に保険料を上げるというのは、やはり中々厳しいと被保険者の方も思われるということを加味しまして、令和4年度の予算上の理論的な独自料率を設定させていただきました。2千万円を基金から繰り入れるということを前提に、1人当たりの保険料につきましては、13万3千55円を予定しております。これを基準にすることにより、7.3%増、約半分に抑制するという状況でございます。1人当たりにつきましては、結果、年間8千996円が増えるというような見込みとなっております。

○西田委員 それでもこんだけの開きがあるのを、500万、基金の繰入を前年より増やしてもらって投入しても、1人当たりが8千996円も、令和4年度は、1人当たり上がるということですが、やっぱり大きいと思うんですけども、基金を全額取り崩してとか、もう少し繰入れて据え置くというか、そういうことはできなかったんでしょうか。

○松岡保険医療課長 保険料を据え置くため、基金を取り崩して、一般会計から繰入れてとか、そういうような質問かなと思うんですが、1人当たりの、先ほど説明しましたように、8千996円の上限幅に、予算上の被保険者数2千800人を当てはめると、基金で予算措置をしている2千万プラス2千518万8千800円、計4千518万8千800円。この金額を投入すれば、保険料の据置きは、理論上可能です。

ただ、基金につきましては、年度末において、4千200万円が残るのみとなるということでございます。このような中で、年々高騰する医療費に対して、このまま保険料を据え置くとすれば、令和5年度では、予算の計上もできず、基金の枯渇が見込まれるというようなことが想定されます。

したがって、令和6年度の保険料統一後は、予期せぬ保険料の収納率の低下による事業費納付金の不足に基金を活用させるということも可能であるため、基金の全額投入はできないというふうに考えております。

また、一般会計からの繰入れにつきましては、大阪府の国保運営方針に、実質赤字補填の保険者努力支援制度の評価点がありまして、その減点対象となります。

そうなりまして、本町の国民健康保険に与える影響も少なからずありますので、得策ではないというふうに考えております。

○西田委員 国保の統一で一番狙っているのは、そういう自体が自分のとこの住民さんの国保料引下げに、基金が足らなかったら一般会計から繰入れてでも引下げようとしていたところに、それを、そんな一般会計使ったら、赤字補填しているということで、国から怒られるって、そんなおかしなことになって。そしたら、統一されたら、許されへんようになるん違うかなということが、一番大きいんですけども、それでも、国保法は社会保障になってまして、それを介護保険料、言っても、上がそんなふうに、国が言ってるからと言って、中々一般会計から入れてくれませんかけれども、それを止めるものじゃないということは、頭に入れておいてもらって。ただ、ペナルティがかかるというのは、本当にひどいなと思っているんです。

では、では、大阪府も国保の財政安定化基金持っていると思うんです。では、そのお金を使って、大阪府が自治体の国保料、保険料を引き下げのために、お金を使ってくれたらええかなと思うんですけれども、大阪府、大体どれぐらいの金額になってるんですか。

○松岡保険医療課長 国民健康保険の財政安定化基金の基金額としまして、今、手元に持っております資料としては、134億円ございます。これにつきましては、今後、医療費が増加していくことは、もう中々免れることができないということで、保険料抑制のための財源として活用できるように、府内の市町村主管課長会議、市町村会等を通じて、できる限り活用していただけるようにということで求めてまいりたいと考えております。

○西田委員 大阪府が財政安定化基金を使って、134億円、これ全額突っ込んで保険料引き下げというのが、中々難しいと思うんですけれども、それができないので、もし、あれば、自治体独自で子どもの医療費助成やってるじゃないですか。大阪府も就学前まで所得制限がついているというのは、またひどい話なんですけれども、東京都なんて、もう18歳まで、子どもの医療費無料化になってるという話ですから、違った角度から、大阪府から、そういった子どもの医療費助成を医療費無料化にでもして、拡充して、国保料に響かないように、そういう要望なんかは挙げておられますでしょうか。

○松岡保険医療課長 子ども医療費助成の要望等というご質問でございます。子ども医療費助成、大阪府では乳幼児医療費助成となっておりますけれども、現在改正されまして、確かに未就学児まで拡大されているところです。ただ、所得制限がありますという中で、府内市町村におかれては、大体高校卒業まで、所得制限なしのところも結構あります。

やはり、大阪府の取られている施策と市町村でやられてる子どもの医療費助成を含め、子どもさんに対する施策にやはり乖離があるということですので、委員おっしゃるとおりに、他府県には、一部負担金等が無料の実施をされている市町村もございますので、従前から要望はしておりますけれども、今後も引き続き、実態に即した制度となるよう、要望してまいりたいと考えております。

○西田委員 ぜひお願いします。あまりにも低すぎるということが、やっぱり国保にも影響していますし、大阪府の子育て支援としてもあまりにも低い水準だと思ってますので、よろしくをお願いします。

先ほど、村井議員から、均等割についてありましたけれども、国保だけに見られるこの均等割で、人头税だとか、子育て支援に逆行しているという批判があって、これまで

も多くの団体が見直しを要望してきましたし、私たちもこの均等割なくしてくれというような話もしてたんですが、これはようやく就学前の子どもに限って、先ほどおっしゃってましたが、軽減がかかってたら、ちょっと違うというな、何か分かりにくい言い方でしたけれども、それでも均等割の一部を軽減することを国に実施させることができましたけれども、国がやるのであったら、これも国が全額出してくれたらいいけれども、また府や市町村に押しつけているところがひどいなと思うんです。このことは、でも保険料に跳ね返ることにはならないんですか。

○松岡保険医療課長 子どもの均等割の半額に関する、ひいては、被保険者への保険料に対する影響はというご質問でございます。

76名の方に、88万4千856円を軽減する予定でございますけれども、国で2分の1、大阪府で4分の1、町で、一般会計からの持ち出しになってしまいますけれど、4分の1の繰入れをしていただくことによって、全額繰入金として入ってきます。

従いまして、被保険者の保険料には何ら影響がないというふうな考えでございます。

○西田委員 全額、できれば、国が入れていただいて、一部だけじゃなくて、就学前までじゃなくて、もっと拡充してもらうように、また要望もお願いします。

先ほど76人、88万6千円ということですが、では、76人の88万6千円じゃないですか、金額として見えているのはね。よその自治体では、今回そういうのがあるながら、均等割を全額補助するという、免除する制度をつくっている自治体もあるんですけれども、太子町として、では、もうこんだけの人数やから、就学前の子どもの均等割、就学前までというのも少ないですけれども、免除する制度をつくることはできないんでしょうかね。

○松岡保険医療課長 今現在、大阪府のほうでは、保険料も含め、統一に向かって、令和6年度、進めているところでございまして、この中で、やはり町単独では、やっぱり減免等々は、今難しいのかなというふうには考えております。

委員おっしゃったように、年齢の拡大も含め、減免額の拡大を含め、実際に行っている自治体もいくつかあるのは承知しております。

従いまして、今後、このような拡大、もしくは、全額減免等々につきましては、府内市町村一体となって、議題として挙げていただけるよう、要望はしてまいりたいというふうに考えております。

○西田委員 本当に声を挙げない限りは変わりませんので、自治体に負担を押しつけられ

るのも困りますし、何よりも被保険者、住民さんに負担を押し付けられるのも困りますので、皆さん声をそろえて府に言い、府は国に言うという力を強めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長職務代行者 いいですか。ほかにございませんか。

○建石委員 附属説明資料の中において、加入者数が2千800人になると。これずっと年々加入者数が減っていったら。データの、人口比においても21.5%である。

しかし、その中において、1人当たりの医療費が上がってくると。今回は財調から500万を積み込んで、2千万として予算編成をされているという中で、今後、こういうふうな傾向が続くのであれば、財調から500万円ぐらい一応積み込んで、保険料の抑制をしていくという考えがあって、行くんですかね。

○松岡保険医療課長 委員ご質問のように、被保険者数が高齢化し減っていく。その中で、医療費は増えていくということで、基金につきましても、今回2千万円、投入させていただきました。

ただ、次が2千500万円、2千600万円、2千700万円というふうになるのかといえば、やはり令和6年度以降も、不測の事態というんですか、保険料の収納率が、統一することによって、保険料を統一することによって、保険料の収納率が下がってしまう。そのときの財源としても当てられるということとなっておりますので、足りないから即基金を入れるというふうなことは考えておりませんし、ある程度、総予算の3%程度以上は、基金として持つておいたほうが、やはり自治体を運営していくのに必要であるのではないかなというふうには考えております。

○建石委員 財調に残していくのが、僕はちょっとでもええと思います。今回、高額医療の編成の中で、若干減額をした編成をされてるんですけど、万が一、高額医療がぼんぼんと増えてしまえば、当然、この財調のお金を回していかなければならないというふうになります。

そういったところも加味しながら、今後、統一化されるまで、きっちりとした見込みを持って、今後数年間の編成をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

○村井委員 今の建石委員に関連した質問になるかと思うんですけど、ちょっと私も、私の父はちょうど団塊の世代でして、令和4年、5年、それくらいから、この団塊の世代

に移行が、国保から後期のほうに移行が始まるタイミングなんか、それと、人口ピラミッドで、建石委員もおっしゃったように、この予測ですね。ちょっとそういうところの、予測的なことで、今、その移行の話とか、その辺のデータをお持ちなら教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 ちょうど今、村井委員おっしゃっておられますように、団塊の世代が次々後期に移行するという状況の中で、今、持ち合わせております資料ですが、今回、令和4年度では、203名の方、国民健康被保険者だけなんですけど、203人の方が後期になられます。令和5年度は189名、令和6年度につきましては160人、令和7年度が146人、団塊の世代、一応ここまでと言われておられます。2025年ですけれども、いますけれども、令和8年においても、やはり134人の方が、後期高齢者医療に移られると。

これを見ますと、合計していくと結構な人数になるんですけども、832名ということで、2千800名しか被保険者がいないというような中で、これだけの人数が後期高齢者医療保険の制度に移行してしまうということで、予測できることは、ますます被保険者の負担もしくは給付費の増も踏まえて、事務方としては制度の運営を考えていかなければならないかなというのは、考えております。

○村井委員 それと、附属説明資料の1人当たりの医療といったところも、やっぱり医療の高度化、もしくは、薬ですね、服用されている住民さん、加入者の方が多いというのも原因があるかと思うんですけど、この医療費の予測というのも、これからやっば上がっていく傾向にはあるんでしょうか。

○松岡保険医療課長 医療費が今後どうなっていくのかということで、通常、年々、約3%程度、医療費は増加していきます。附属説明資料の令和2年度においては、たしかにコロナ禍の中で受診控えがあったものと思われましてけれども、その後、令和3年度、4年度と増加している中で、直近では、やはり単月で見ると、6%程度、医療費が伸びているという月もございます。この中で、年々、通常考えると、3%程度の医療費が伸びていくのではないかなというふうに考えられます。

以上です。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

○西田委員 中々、本当に太子町、頑張って基金を使って、保険料の値上げ幅を抑える努力をしているというのは、すごく評価するんですけども、高くなりますし、何より、

令和6年度からですか、統一になったらその努力もできなくなるじゃないですか。

そんな中で、この標準保険料率に合わせていくというたら、先ほどのお答えで、保険料の収納率が下がってしまうかもしれないというのは、高くなって、払えなくなって収めることができないということを考えて、収納率が下がるんだと予測するのであるならば、国保についての思いを、府がアンケートを取っている中に、何自治体かは、もうこのまま令和6年に統一は無理やから延ばしてくれという声もあったと思うんですけども、太子町としては、それはどう考えなのかというのと、延ばすということをお願いしている自治体もあるということで、太子町も、もう少し、あの高さまで持っていくのは、本当に心苦しいというか、担当課としては苦しいと思うんですけども、こっちが基金や一般会計から繰入れられへんと言うのだったら、せめて引き延ばしてもらおうということ要望することはできないんですかね。

○松岡保険医療課長 令和6年度からの統一を先延ばしにできないかというご質問です。

いろいろ経過がございまして、平成22年から府内のどこの市町村に住んでいても、保険料が同じであるということで、府内の市町村については協議を進めてまいりました。

このまま統一しないということであれば、令和22年度につきましては、府内市町村の保険料の格差が3倍以上広がるというようなことがありましたので、経過措置を設けて、令和6年度から統一するという事となっています。

ただ国費の追加投入等がございましたら、当然、保険料の、標準保険料ですけども、その上昇抑制の財源となり得ることとございますので、療養給付費等の国庫負担金や、大阪府もそうですけど、大阪府の財政安定化基金等の活用も踏まえて、今後また要望してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員長職務代行者 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大と、その中で起こった医療崩壊は、日本の医療体制がいかに脆弱になっているかを明らかにしました。

自公政権は40年にわたって、社会保障削減の政治を続け、この20年間は、社会保障予算の自然増を毎年数値目標を決めて削減する政治を続けてきました。こんなことをすれば、医療や公衆衛生が弱体化するのは当然です。

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。

ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。全国知事会、全国市長会など、地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを、国保の構造問題だとし、これを解決するために、公費投入、国庫負担を増やして、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、国費を投入するしかありません。国保料の高騰は、国保に対する国庫負担の抑制と、国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で起こりました。

現在、国保財政への国庫負担は、国と都道府県で4.6兆円ですけれども、これを1兆円増やせば、国保料を協会けんぽ並みに引き下げることができます。

世帯主の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割は、国保料を高くする大きな要因となっています。特に子どもの数が多いほど負担が引き上がる均等割はまるで人头税、子育て支援に逆行しているという批判が起こり、多くの団体関係者から見直しを求める要望が上がり、2022年度からようやく就学前の子どもに限って、均等割の一部を軽減することができましたが、制度の害悪の解消には程遠いものです。

全国で均等割、平等割として徴収されている保険額はおよそ1兆円ですから、ここにも国が1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができます。

最大の問題は2018年度から国保の都道府県化をスタートさせたことです。この制度変更の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転化させることです。

そのため、2018年度から標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりやすくする様々な仕組みが導入されました。国・府の悪政の防波堤となって、住民の暮らしを守るのが太子町の努めです。

国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法などと、自治体が公費繰入れを続けることは可能です。少ない額であっても、太子町独自に一般会計から繰入れての負担軽減策は、都道府県化が実施されても継続するよう、お願いいたします。

また、現在、医療定額診療では、院外処方による薬局調剤が制度の適用とならず、患者が自己負担を強いる問題が起こっています。

薬剤師への制度適用を進め、無料定額診療への支援や国保法第44条の規定に基づく、生活困窮者の窓口負担、一部負担金の減免を積極的活用してください。

基金を繰入れて、急激な国保料値上げとならないよう、町として努力をし続けていただいておりますけれども、それでも値上げです。

コロナ禍で住民の暮らしが大変なときに、保険料を値上げすることに対し、反対討論といたします。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

国民健康保険の現状は、団塊世代が後期高齢者医療に移行し、被保険者が大幅に減少することに加え、高齢化に伴う1人当たり医療費の増加などにより、その運営は厳しい状況が続いています。

令和2年度の国民健康保険料は、被保険者の保険料負担が急激な増加とならないように、前年度と同様に、繰入金を計上するなど、保険料の上昇を抑制する効果的な措置がなされており、一定評価できるものと考えます。

また、保険給付の適正化及び被保険者の健康増進に努めるため、コロナ禍の状況に対応した感染防止対策を取り、夏季及び冬季集団健康診査を継続的に実施することで、被保険者の受診機会の増加に努めるなど、保健事業の充実にも取り組んでいます。

このように、令和4年度予算は、本町独自の激変緩和処置を講じ、保険料の上昇抑制に努め、被保険者の負担への配慮をすると共に、健康増進にも積極的に配慮した予算であると考えます。

今後とも、被保険者の立場に沿った制度運営と健全な会計に努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○山田委員長職務代行者 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立4名・反対2名)

○山田委員長職務代行者 起立4名、反対2名、よって、賛成多数でございます。

議案第16号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時03分 再 開

○山田委員長職務代行者 それでは、再開いたします。

次に、議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部福祉介護課長 それでは、議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算について、説明資料並びに予算書にてご説明申し上げます。

それでは、令和4年度太子町介護保険特別会計予算についてお配りしております説明資料にて、簡単にご説明のほう、させていただきます。

1頁をお開き願います。

令和4年度当初予算の概要でございます。

令和4年度の介護保険特別会計は、第8期事業計画及び実績に基づいた予算編成とし、予算規模は保険給金を微増になりますが、総務費の認定審査会設置費において、事務局が千早赤坂村に移行することによる改編及び重層的支援事業実施に伴い、地域支援事業の一部を一般会計に組み替えたことなどにより、前年度比1.6%の減としております。

また、地域支援事業については、介護予防、生活支援サービス事業をはじめ、一般介護予防事業など、引き続き本町オリジナルの地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた更なる取組を進めることといたしております。

表中の当初予算総額の下をご覧ください。

第8期令和4年度の当初予算の総額は13億6千124万6千円、前年度に比べ1.6%の減。その右、歳出の大半を占めます保険給付費で12億7千451万円、前年度比0.3%の増。その右、地域支援事業費は5千574万2千円で、前年度比31.6%の減としております。その下、当初予算の推移でございます。当初予算総額、保険給付費地域支援事業費を棒グラフで示しております。

2頁をお願いいたします。

1、予算の状況でございます。歳入につきましては、大幅な増減はございませんが、表の2段目、分担金及び負担金において、認定審査会共同設置負担金が皆減となっております。これは、先ほど当初予算の概要にてご説明いたしました認定審査会共同設置における事務局が太子町から千早赤阪村に移行することに伴うものでございます。

また、表の4段目、国庫支出金において、地域支援事業交付金等を減額しております。これは、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、当座の支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援事業実施により、地域支援事業予算の一部を一般会議に組み替えたことなどによるものでございます。

歳出につきましては、地域支援事業の大幅な減額を行っております。これは、歳入でご説明いたしました重層的支援事業実施により、地域支援事業予算の一部を一般会計予算に組み替えることによるものです。

次に、中ほどの2、本町における高齢者の状況等でございます。

1 高齢者数、65歳以上の人口は、令和4年度で3千931人と見込んでおります。その右の表は、第8期計画の計画値を記載しております。

その下、認定者数は、令和4年度で738人と見込んでおります。

その下、施設居住系サービス利用者数の令和3年度の実績値は、計画値に比べ、介護老人福祉施設が1人多く、介護老人保健施設が9人少なく、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が8人少ない。また、認知症対応型共同生活介護が4人多い状況となっております。

3頁をお開き願います。

3 保険給付費でございます。

令和4年度の保健給費は、第8期事業計画の介護保険サービス見込み料に基づき算出

しており、全体として、前年度比323万2千円、0.3%の増としております。

①保険給付費に係る財源構成については、下のグラフのとおり、施設給付分とその他給付分で、国・府の負担割合は変わっておりますが、全体の2分の1を国・府・町の公費で賄い、残りを保険料で賄っております。

4頁をお願いいたします。

②保険給付費の内訳については、第8期事業計画及び実績等を踏まえ、全体として、0.3%の増としております。

その下にあります保険給付費の構成比を円グラフで示しております。

居住サービス費が48.8%、施設サービス費が25.1%、地域密着型サービス費が14.1%、合わせて全体の88%を占めておる状況でございます。

5頁をお開き願います。

4地域支援事業費でございます。本町の地域包括ケアシステムの実現に向けた具体的な取組で、1つ目、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組、2つ目、在宅生活を支える医療と介護について、3つ目、認知症の方への支援の仕組み。これらを一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することとしております。

なお、令和4年度は、介護予防生活支援サービス事業による多様なサービスの創出をはじめ、一般介護予防など、今後も引き続き本町オリジナルの包括ケアシステムの深化・推進に向けた更なる取組を、関係機関と連携しながら展開してまいります。

①の地域支援事業費に係る財源構成ですが、法律、政令に定められた負担割合に基づき、国・府・町の公費と保険料で賄っております。

下のグラフは、介護予防、日常生活支援総合事業と包括的支援事業、任意事業のそれぞれの財源充当額と負担割合を示しております。

6頁をお願いいたします。

②地域支援事業費の内訳でございます。全体で31.6%の減となっております。

主な要因は、先ほどご説明いたしました重層的支援事業の実施に伴い、区分、包括的支援事業任意事業の一番上、総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援事業及び3段下、生活支援体制整備事業について、一般会計予算に組み替えたことなどによるものでございます。

介護予防生活支援サービス事業については、プラスワンサービス、寿喜菜の会、桜草クラブにて実施していただいております住民主体の生活援助や移動に係るサービスを更

に充実させていくこととしております。

一般介護予防事業については、現在9か所ある交流サロンの増設と充実、また、ぐんぐんトレーニング活動支援を含む住民主体の介護講座などへの支援強化など、地域リハビリテーション活動支援事業の取組を進めていきたいと考えております。

また、包括的支援事業において、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、それと、地域ケア会議推進事業については、引き続き第8期事業計画において積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、予算書をお願いいたします。

228頁でございます。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千124万6千円とするものでございます。

次に、飛びますが、240、241頁をお開き願います。

歳出からご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費461万5千円。前年度に比べ23万6千円の減、事業別区分の1、一般管理事業89万4千円は、職員旅費や郵便料などを計上しております。

次の2電算管理事業372万1千円は、介護保険業務に係る自治体クラウドの利用料などを計上しております。

次の2項徴収費、1目賦課徴収費101万8千円。前年度に比べ2万9千円の増。事業別区分の1賦課徴収事業は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しております。

次の3項認定審査会費、1目認定調査費1千634万4千円。前年度に比べ450万6千円の増。増の主な要因は、負担金補助及び交付金で、令和4年度から、認定審査会の事務局が太子町から千早赤阪村に移行するため、3町村で共同設置しております認定審査会の事務費負担金を計上しております。

事業別区分の1認定調査等事業は、主に認定調査を行う会計年度任用職員1名の人件費となっております。

次の242、243頁をお開き願います。

4項計画推進費、1目計画推進費231万5千円。前年度に比べ210万5千円の増。増の主な要因は、次期計画である第9期事業計画策定に伴う基礎調査である、在宅介護実態調査などを実施するための委託料214万5千円を計上しております。

事業別区分の1計画策定事業は、介護保険事業計画等推進委員会の運営に係る経費及び先ほどご説明いたしました事業計画等、策定業務委託料を計上しております。

次の認定審査会共同設置費につきましては、先ほどご説明したとおり、認定審査会共同設置の事務局が令和4年度から千早赤阪村に移行するため、皆減となっております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費12億7千356万4千円。前年度に比べ312万8千円の増。

事業別区分の1介護サービス等給付事業11億7千198万9千円は、要介護1から5の方が対象となる給付費で、居宅介護サービス給付費6億523万6千円は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの利用に係る給付費でございます。居宅介護サービス計画給付費5千822万5千円は、ケアプラン作成に係る給付費でございます。居宅介護住宅改修費600万円は、手すりの取付や段差解消などに係る給付費でございます。居宅介護福祉用具購入費250万3千円は、ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入に係る給付費です。施設介護サービス給付費3億1千988万7千円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの利用に係る給付費でございます。地域密着型介護サービス給付費1億8千13万4千円は、地域密着型特別養護老人ホームや地域密着型通所介護などの利用に係る事業費でございます。

次の244、245頁をお開き願います。

事業別区分の2介護予防サービス等給付事業2千185万8千円は、要支援1、2の方が対象となる給付費で、介護予防サービス給付費で1千549万8千円、介護予防サービス計画給付費で301万4千円、介護予防住宅改修費で298万円、介護予防福祉用具購入費で35万1千円、地域密着型介護予防サービス給付費で1万5千円をそれぞれ計上しており、各サービスの内容については、介護サービス給付費と同様でございます。

次の3高額介護サービス等事業2千945万7千円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて上限を超えた部分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次の4高額医療合算介護サービス等事業560万円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。

次の5特定入所者介護サービス等事業4千466万円は、低所得の方の介護保険施設利用時の食費や居住費に係る費用が上限を超えた部分について、介護保険から給付を行

うものでございます。

次の2目審査支払手数料94万6千円。前年度に比べ10万4千円の増。

事業別区分の1審査支払事業は、国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

246、247頁をお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費2千629万3千円。前年度に比べ1千119万6千円の増。増の主な要因は、各サービスの実績に基づく精査によるものでございます。本事業の対象は、要支援1、2を含む介護予防生活支援サービス事業対象者でございます。

事業別区分の1訪問介護相当サービス事業506万8千円は、事業者が実施する介護サービスに相当する訪問介護でございます。

次の2訪問型サービスB事業（住民主体による支援）35万3千円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体への補助金でございます。

次の3訪問型サービスC事業（短期集中予防サービス）207万2千円は、事業対象者に対し、保健・医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するものでございます。

次の4訪問型サービスD事業（移送前後の生活支援）88万6千円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金でございます。

次の5通所介護相当サービス事業1千404万7千円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護でございます。

次の6通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）167万円は、作業療法士などの専門職による短期集中予防サービスとして、保健センターで実施しております、いきいきトレーニングに係る経費を計上しております。

なお、本事業の参加者の送迎については、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業を活用しております。

7介護予防ケアマネジメント事業219万7千円は、介護予防生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る費用でございます。

248、249頁をお開き願います。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費558万4千円。前年度に比べ947万2千円の減。減の主な要因は、重層的支援事業体制整備事業が、令和4年度から

本格実施することに伴い、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援など、一般介護予防事業費の一部を一般会計予算に組み替えたことによるものでございます。

なお、一般介護予防事業費は、第1号被保険者の全ての人とその支援のための活動に関わる人を対象としております。

事業別区分の1介護予防把握事業134万6千円は、看護師による、ふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談、指導を行います。

次の2介護予防普及啓発事業90万5千円は、介護予防を目的とし、福祉センター1階で実施しております、お達者トレーニングや町内事業所の持ち回りで実施しております介護予防教室などに係る経費を計上しております。

次の3地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、運動指導士が、介護予防パートナーを養成すると共に、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなどの地域活動拠点に出向き、技術的な支援を行うための委託料でございます。本事業についても、社会福祉協議会に委託しております。

250、251頁をお開き願います。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費939万6千円。前年度に比べ248万8千円の増。主な増の要因は、事業別区分の1介護給付費等給付費用適正化事業353万2千円。これにつきましては、利用者に適切なサービスを提供できるよう、また、介護給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築を行うため、会計年度任用職員の報酬やケアプラン、給付のチェックに要する費用を計上していることによるものでございます。

なお、ケアプラン点検委託は、地域のケアマネジャーの資質向上につなげるものとしております。

次の2家族介護支援事業295万7千円は、要介護3以上の高齢者に対する紙おむつ等の介護用品の給付費などを計上しております。

次の3介護相談員等派遣事業91万1千円は、町が委嘱し、府開催の研修などを受講した介護相談員が、介護事業所や介護施設の現場で介護サービス利用者の相談に応じ、疑問や不満、不安を解消すると共に、事業所等へ利用者の思いを伝え、サービス向上につなげるなど、現在9名の方に活躍していただいております。ちなみに、定員は10名となっております。

4成年後見制度利用支援事業60万8千円は、親族等による申立てが期待できなく、

町が申立てをする必要がある際の申請に係る経費と、審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合の成年後見人費用助成金でございます。なお、現在1名の方に助成しております。

次の5見守り訪問事業134万2千円は、独り暮らしの高齢者などを対象とした週5回の配食による「食」の自立支援事業としての見守りや、乳酸飲料の配布による愛の一声言見守り訪問、また、緊急通報装置の受信、相談業務委託に係る経費を計上しております。なお、配食、見守り事業については、社会福祉協議会に委託しております。

次の6住宅改修支援事業3万円は、居宅サービスを立てていない要介護、要支援認定者の住宅改修の際に、居宅介護支援専門員が理由書を作成した場合の、1件2千円の費用補助でございます。

252、253頁をお開き願います。

7認知症サポーター等養成事業1万6千円は、認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの活動の経費でございます。

2目在宅医療・介護連携推進事業費287万6千円。前年度に比べ7万3千円の増。

事業別区分の1在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するもので、会計年度任用職員1名の人件費や富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の4市町村と医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会による在宅医療介護ネットワーク推進事業に要する経費などを計上しております。

3目認知症総合支援事業費、1千91万2千円。前年度に比べ90万円の減。

事業別区分の2認知症地域支援・ケア向上事業404万3千円は、認知症の人に優しい地域づくりを推進するための認知症に関する相談業務や、地域のネットワークづくりを行う認知症地域支援推進員1名の人件費や活動経費などを計上しております。

254、255頁をお開き願います。

事業別区分3認知症初期集中支援推進事業8万9千円は、認知症初期集中支援チームのチーム員となる認知症サポート医の訪問に係る報償費と、保健師、看護師、社会福祉師などの訪問担当者の研修費用などを計上しております。

次の4目地域ケア会議推進事業費62万6千円。事業別区分の1地域ケア会議推進事業は、よりよい地域包括ケアの実現のために、個別課題を的確に把握し解決していく手

段を導き出すための会議で、助言者である薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士の専門職の謝礼などを計上しております。

なお、その下にあります総合相談事業費、権利擁護事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、生活支援体制整備事業費につきましては、先ほどご説明いたしました重層的支援事業体制整備事業実施に伴い、一般会計予算に組み替えております。

256、257頁をお開き願います。

4項その他諸費、1目審査支払手数料5万3千円。

事業別区分の1審査支払事業は、総合事業に係る国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

2目その他諸費2千円、事業別区分の1高額介護保険サービス費相当事業は、総合事業に係るもので、介護サービス給付と同様に、世帯として自己負担が高額になった場合の利用者負担の軽減を図るものと、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。

次の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金14万円。

事業別区分の1介護給付費準備基金積立事業は、介護給付費準備基金の利子を積み立てているものでございます。

次の5款公債費、1項公債費、1目利子5万円。

事業別区分の1利子事業は、年度内の資金運用に係る一時借入金に対する利子でございます。

258、259頁をお開き願います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金50万円と、次の2目第1号被保険者還付加算金5万円は、転出や死亡時等、第1号被保険者への返還金と加算金でございます。

3目償還金1千円は、国・府支出金等返還金に対しての枠取りでございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金596万1千円。

事業別区分1一般会計繰出金事業は、重層的支援事業体制整備事業に伴う地域支援事業の財源を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

234、235頁をお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2億9千939万7千円。

前年度に比べ1千407万6千円の減。第8期介護保険事業計画に基づく保険料でございます。

2項使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1千円は、納付証明書交付手数料を計上しております。

次の2目督促手数料は、2万円を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2億3千667万4千円。前年度に比べ64万6千円の増。国の負担金で、施設給付分は保険給付費の15%、その他給付分が20%の法定割合で見込んでおります。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金3千568万6千円。前年度に比べ9万1千円の増。給付費の2.8%で見込んでおります。

次の2目地域支援事業交付金1千644万7千円。前年度に比べ928万6千円の減。減の主な要因は、重層的支援事業実施により、地域支援事業予算の一部を一般会計に組み替えたことなどによるものでございます。

その下、保険者機能強化推進交付金、また、介護保険保険者努力支援交付金については、予算計上がない状況となっております。本来であれば、従来どおり特別会計予算にて受けるべき性質のものではありますが、予算要求の際に手違いがあり、要求額がゼロとなっております。今後、しかるべき時期に補正予算としてご提案のほう、させていただきたいと思っております。

ちなみに、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金でございます。また、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくりなどに資する取組を支援する交付金で、令和4年度も同額程度見込んでおる状況でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3億4千411万7千円。前年度に比べ87万2千円の増。第2号被保険者40歳から64歳の介護保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次の2目地域支援事業支援交付金1千110万4千円。前年度に比べ295万4千円の増。地域支援事業に対する支払基金からの交付金でございます。

236、237頁をお開き願います。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金1億7千754万円。前年度に比べ40万4千円の増。施設給付分17.5%とその他給付分12.5%で見込んでおり

ます。

次の2項府補助金、1目地域支援事業交付金857万3千円。前年度に比べ462万5千円の減。地域支援事業に対する大阪府からの交付金でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金14万円は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1億591万3千円は、前年度に比べ40万4千円の増。給付費に対する法定割合による町負担分でございます。

次の2目地域支援事業繰入金857万3千円。前年度に比べ696万4千円の減。地域支援事業に対する町負担分でございます。

次の3目その他一般会計繰入金2千436万6千円。前年度に比べ238万8千円の増。事務費等に係る一般会計からの繰入金でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金2千119万8千円。前年度に比べ139万8千円の増。被保険者の保険料のうち、第1段階から第3段階の方の負担に対する国の軽減制度に伴う繰入金でございます。なお、繰入金に対する一般会計の繰出金の財源内訳は、国2分の1、府4分の1、町4分の1となっております。

次の2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1千808万9千円。前年度に比べ1千599万3千円の増。予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

238、239頁をお開き願います。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、また、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料、また、次の2項預金利子、1目預金利子、3項雑入、1目第三者行為納付金、2目返納金、3目雑入については、いずれも1千円の枠取りでございます。

その下、分担金及び負担金については、認定審査会共同設置に係る事務局が千早赤阪村に移行するため、皆減となっております。

最後に、231頁をお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

太子町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画策定業務委託事業で、列記のとおり、期間と限度額を定めております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○山田委員長職務代行者 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○村井委員 これ、令和4年度当初予算ということなんですけど、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルスの影響というか、この介護保険会計、もしくは、会計じゃないな、まず、介護現場。特に令和3年度のオミクロン株での本町でのやっぱ介護現場での影響というのは、もうかなりの影響があったと思うんですけど、その現状と、介護サービスの利用者さんの現状、今分かるところあれば、教えていただけませんか。

○武部福祉介護課長 今回の新型コロナウイルスの感染によりまして、高齢者施設等でも、ご存じのとおり、クラスターが発生しているといった状況でございます。

実際には、本町といたしまして、例えば、衛生用品等の配布、それと、大阪府独自の補助金制度のご紹介もさせていただいている状況ではございます。

ご存じのように、「美野の里」それと「すずの音」「ふくの音」、それと、障がい者施設にはなるんですけれども、「科長の郷」といったように、感染者が多く出ておりました。ただ、現在、「美野の里」「すずの音」「ふくの音」等につきましては、通常どおり、施設等の受入れもされているというふう聞いております。

実際に、利用者さんにつきましても、やはり、こういったちょっとプラス的なことが発生すると、新たに受け入れることがやはり困難だというふうな施設ももちろんございます。そういった方につきましては、在宅で療養していただくといった形にはなるのかなど。その際には、例えば、配食サービスであったりとか、看護師の訪問であったりとか、そういった支援のほうさせていただいている状況ではございます。

○村井委員 この間、国のほうでも制度の改正をして、ケアプランの組替えなどをして、訪問介護、緊急対策なんかな、もう現場が大変だということでいろいろやっていただいたと思うんですけどね。

その中で、今、衛生用品とか、そういうところと、もう一つ、介護サービスを利用されている方、特に通所サービスで、通所介護ということで、利用控えというのが、今、本町であるのか。そう思われることというか、今まで使われていたのが、急に使われなく、コロナのことで影響があって使われなくなったとかいうのはあるんでしょうか。

○武部福祉介護課長 実際に入所されている方につきましては、新規の受入れはもちろん

のことながら、ちょっと難しい困難な状況ではあるんですが、実際に利用されているサービスにつきましては、継続で利用されているといった形では聞いております。ですので、新たに通常、今まで使っていたサービスが利用できないと、こういった形のお声は、今のところは聞いてないです。

○村井委員 新型コロナウイルスの影響で、通常サービスを中心に、訪問介護のほうに利用サービスを切り替える方、いろいろなケースがあったと、全国的にあったと思うんですけど、本町においても、ADL、日常生活動作機能低下とか、やっぱりそれと、これまで長期期間になってきたら、やっぱり介護度の重度化というところのことも、しっかりと計画、先を踏まえて、やっぱりその実態調査というのは、モニタリングじゃないけど、実態調査的なことが、また費用面的なことかもかかるんかもわからないんですけど、やっぱり、このコロナ禍ってすごく影響あったと思うんでね。その辺の実態調査とかを行っていくお考えとかはないでしょうか。

○武部福祉介護課長 おっしゃるとおり、介護の重度化といったことも、今後も、コロナがもし続くということであれば、やはりその状況も出てくるかなと思います。今後、今現在、第8期計画で、令和3年度から5年と、この3か年の第8期の計画をつくっております。

今後、次、第9期がまた始まります。その中で、実際に重度化を防止するためにどういうふうな取組が必要なのか、それと、実態調査、今の状況の調査も含めて、第9期の策定も進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○村井委員 私は生活しよる日常でも、やっぱり近所のおじいちゃん、おばあちゃんが、やっぱり人と触れ合う、関わる、コミュニケーションを取っている場所、時間が本当になかったと。「もう1日何もしゃべられへんねん」みたいな。「どこも家から出えへんねん」みたいな。やっぱりそういう方々は、私らの知らんところでいてはるケースというのは、かなり私はあると思うんですよ。気づいてなくてもですね。

私もずっと、コロナで家へずっといてたら、もう何曜日や、朝なんか晩なんか分からんかぐらいの、今日何曜やったかなみたいな、やっぱりそういうこともあるんでね。やっぱり次の計画を進めていくのは、1年間これで、事業予算組んでいくという中で、やっぱり今実態の太子町の高齢介護の状況というのは、ちょっと早急に調査して、適切なタイムリーな施策打ってもらうように、お願いしておきます。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

○西田委員 何しろこの第8期が始まる時に、どうしてそんなに基金を残すのか、ということを言っていました、令和3年度がほぼ終わると思うんです、基金の残高の見込みが分かっていたら教えてください。計画立てたとおりに終わりそうなのか、コロナ禍という影響もありましたので、基金を思ったより使ったのか、余ったのか、そのあたり、教えていただけますか。

○武部福祉介護課長 基金につきましては、現在のあくまでも予測にはなるんですけども、令和2年度末で、1億2千万程度の準備基金を予定していたというふうなことで、前回ご説明させていただいてたんですけども、実際令和3年度の基金残高につきましては、やはり今回の新型コロナウイルスの影響で給付費が伸びないなどの理由で、これもすいません、ちょっとあくまでもこれは推測なんですけれども、1億、やはり4、5千円程度になるのかなというふうには、今のところ試算のほうはさせていただいている状況でございます。

先ほども言いました介護施設のクラスター等、やっぱりそういうのが発生すると、やはり施設も受け入れることが困難であったり、それと並行して、ショートステイについても新規の方の受入れもやっぱりできないといった事実も、やはりある中で、こういった状況になるのかなというふうに考えております。

○西田委員 だから、やっぱり基金があるのだったら、保険料引下げてほしいんですけども。

それと、歳入の説明の中で、本来つとかなあかんのがゼロやったという、234頁にあったんですけど、これはだから、もっとお金が入る予定やったのを入れてないというのは損していますよね。

○武部福祉介護課長 ご指摘のとおりなんですけれども、ちょっと今回重層的支援事業の実施に伴いまして、予算の組替え等を行っておる状況の中で、もちろんこの2つの事業については、平成30年度からと、それと、もう一つは、努力者支援については令和2年度からというふうな形で、従来どおり予算計上のほうはさせていただくものでございます。

今回ちょっと、そういう、うちの手違いではございますが、予算計上のない状況となっております。ですので、先ほどご説明させていただきました、例年どおりの金額が恐らく入ってくるだろうという見込みをさせていただいている中で、今後、しかるべき時期にちょっと補正予算というふうな形で、ご提案のほうをさせていただきたいなという

ふうと考えております。

○西田委員 更に、だから、これ入れたら、足しても430万かそれぐらいですから、そんな多いか少ないかちょっと分かりませんが、少なくとも、収入の部分のところが膨らむと思いますし、あともう一つ、これは、もう国が悪いとしか言いようがないんですが、附属説明資料の5頁にある調整交付金。5%入るはずですけども、歳入では2.8%と計算しているんですね。2.8%で、3千568万6千円ですか。これがもし満額入っていたら、あと2.2%分入ってたら、それだけでも3千万円ぐらい、2千500万円ぐらいだったら、歳入は多かったという話になると思うんですけども、これはもう国に言い続けて5%入るようにはならんのですかね。

○武部福祉介護課長 調整交付金につきましては、やはり各自治体の、例えば、後期高齢者の人数であったりとか、それと、各市町村の現状等々、介護の現状等を見極めまして、調整交付金のほうは率が決められるといった状況でございます。

先ほど委員おっしゃるように、5万円が満額にはなるんですけども、今後も大阪府、国を通じて、要望のほうをさせていただきたいなというふうには考えております。

○西田委員 介護保険、高いじゃないですか、保険料。太子町も高いじゃないですか。高いのが、一概に絶対悪じゃなくて、本当に介護サービスを受けている人は対象の介護サービスが充実しているから、受けている人は喜んでいてというのは片一方にあって、喜んでいただいたらそれだけサービス使ってしまうって、ジレンマの中なんですけれども、やっぱり使いやすい介護保険にする、介護保険料にするには、国や府に、もっともっと財政支援を頼まなアカンし、せめてこういう資金があるのであれば、資金の中から、まずそこから削るようなことはしないって、それはもう本当に、強く強く申し入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

先ほど、介護を受けられなくなった人はいてなかったのかという話もありましたが、それと一緒に、介護離職のほうが問題になってますけれども、太子町にそんな実態が見えてきてるんでしょうか。介護保険料は高いし、サービスを受けようと思ってもお金ないし、自宅で介護しましょうか、また、一般質問でもありますが、ヤングケアラーが増えているというのもあるじゃないですか。このことが太子町でも目に見えてあるのか、そのことについてどう考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○武部福祉介護課長 介護離職とヤングケアラーの問題といったことでございます。現状といたしましては、本町窓口等において、離職に関する相談については、現在のところ

ほぼない状況ではございます。

ただ、しかしながら、介護離職については、厚生労働省の調査で、年間9万人との調査結果も出ておる状況でございます。国においては、介護離職ゼロに向けた具体策として、介護の受皿の拡大であったりとか、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及などが示されておる状況かなというふうに考えております。

本町におきましては、介護者の支援として、例えば、認知症家族の負担軽減のため、介護で様々で悩みを抱えている家族が参加できる高齢者介護家族の集いであったりとか、介護者がその場に出向き、必要な情報の提供の支援を行うなど、リフレッシュして支え合える場づくりを、現在、進めている状況ではございます。

それと、すいません、ヤングケアラーでございますが、先日も、これもちょっと報道があったと思うんですけれども、大阪市立、大阪市なんですけど、市立中学校に通う生徒の約1割が、家族の世話や家事を日常的に担う子ども、これがヤングケアラーに当たるというふうなことも出ておりました。

本町におきましては、来年度から実施いたします重層的支援事業において、属性、世代を問わない相談支援体制を実施してまいります。その中で、ヤングケアラーの支援は、教育と福祉の連携が不可欠なものであるかなというふうに考えております。教育委員会、子育て支援課、それと、福祉介護課が協力して、全庁的な重層支援体制を構築していくことが重要であるかなというふうに考えております。

今後も、介護離職、それと、ヤングケアラー問題については、国、大阪府の施策を注視しながら、支援を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山田委員長職務代行者　こちらで暫時休憩といたしまして、再開を午後1時の予定といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○山田委員長職務代行者　それでは、再開いたします。

質問ございませんか。

○西田委員　先ほどの続きといたしましうか、ヤングケアラーの問題も、重層的な中で考えていかなあきませんかという話だったんですが、この重層的支援体制整備事業、こ

れについてお尋ねします。

これまで介護保険で扱っていた事業が、この名で一般会計に移っています。介護、障がい福祉、子ども、生活困窮に係る事業を一本化する必要性、これは否定するものじゃないんですけども、やってくれるのはいいけれども、財政措置といいますか、人員配置とか、資格要件、やっぱり資格持っている方を採ってほしいなと思うんですけども、こんなことが明らかになってなくて、国会でも審議されてきましたけれども、民間丸投げになるのではないかという不安の声があるんです。

この間、太子町は、介護予防に本当に力を注いできて、この介護予防をしていることが医療費の高騰も免れているし、介護保険料、介護保険にかかる人も、元気でなるべく軽度ではかからずに済んでいるというような状況になっているんですけども、町が主体となってやってきたからこそそのことがあるんですけども、これが民間丸投げになるのか。今まで町がやってきたことを変わりなくできるのか。お金が本当に心配なんですけれども、国からの財政措置は十分確保されているのか、お聞かせください。

○武部福祉介護課長 重層的支援体制整備事業につきましてでございます。

現在、障がい福祉の分野では、生活困窮であったり、高齢者介護、それと、障がい福祉並びに児童福祉など、それぞれの担当窓口で相談受け付け、または、助言等の体制を整えておる状況でございます。

今後、属性や世代を問わない相談支援体制を一体的に受け止めまして、相談者の、そうですね、不安であったりとか、あと、課題を包括的に支援していく形になります。よって、現在に至るまでの支援体制をより包括的に強化することになるため、衰退することはないのかなというふうには考えております。

また、現在、重層的支援体制事業のモデル事業といたしまして、社会福祉協議会のほうに委託しております2事業ございます。地域強化推進事業、それと、相談支援包括化推進配置事業という事業がございます。この事業の実施ノウハウを今後も生かしながら、社会福祉協議会、その中でも、コミュニティソーシャルワーカーさんであったりとか、地域強化推進員であったり、または、富田林子ども家庭センター、それと、地域のNPOボランティアさんの団体などの関係機関と連携しながら、事業を進めてまいりたいというふうには考えております。

それと、国からの財源措置につきましては、従前の特別会計予算で計上しておりました地域支援事業内のうち、相談支援、あとは、参加支援、それと、地域づくりに向けた

支援に対する交付金を、一般会計のほうの歳入にて確保している状況でございます。来年度から実施する重層的支援体制整備事業に見合った交付金を、財源措置としておる状況でございます。

○西田委員 民間丸投げというときは、もう大きな市とかであったら、本当にいろんな施設にも手を貸してもらおうことになるのかもしれませんが、太子町は、民間というのがこの主軸に座っているのが社協の方ということで、そこは安心なんですけれども、また、これまでのノウハウもあるから、民間丸投げで今までやってきたことが無になるとは思いませんが、一生懸命やってもらおうと思ったら、やっぱり財政措置は本当に大切なので、国会でもそこは不安のまま来ているようなので、今あったとしても、この後減らされて、また介護保険料とか太子町の一般会計に負担がかかるようなことになったら困りますので、この点は本当に、一生懸命やるからお金ちゃんとくれという声をきっちり上げておいてください。よろしくお願いします。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

老老介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や、要介護の高齢者を抱えた一家全員が遺体で発見される孤立死など、痛ましい事件が後を絶ちません。

会社などで働いていた人が、家族の介護のために仕事を辞める介護離職が、毎年8から10万人に上るなど、介護の問題は、現役世代にとっても大きな不安要因となっています。

更にコロナ危機の下で、多くの介護事業所が経営困難に陥り、介護施設は集団感染の脅威にさらされています。

これらは自公政権が社会保障費削減のため、公的介護、福祉制度の改悪を繰り返す中で起こった事態です。

高い保険料、利用料の負担、深刻な介護施設の不足など、介護の危機を解決することは、今や国民的課題となっています。

高齢者で、現在居住している住宅で困っている人は4割を占めます。特養ホーム待機者は、要介護1、2を除いた後も、30万人近くにも上り、ケアハウス、グループホームなどの入居希望者も増えています。

政府は、高齢者住まい法を改定し、サービス付き高齢者向け住宅の建設を推進していますが、その利用者は、家賃、食費、サービス費、介護保険の自己負担分を合わせて、月15から20万程度負担できる人に限られており、住宅問題は深刻になってきています。

今年度、重層的支援体制整備事業という名で予算が組み替えられました。地域共生社会の実現を控え、地域福祉の担い手を住民や社会福祉事業者による補助に委ねる社会保障法等の改定が推し進められています。地域福祉推進の主体に地域住民等を位置づけ、複雑化した課題の解決を求めています。

国、地方自治体の役割は、共助の場の創設や連帯強化などにとどまっています。地域福祉の理念をゆがめ、公的責任の更なる後退につながります。

また、介護、障がい福祉、子ども、生活困窮に係る事業を一本化する包括的支援体制について、交付金までは一括化され、財政措置、人員配置基準、資格要件が明確になっていないことから、必要な額が確保できなくなるとの懸念の声が上がっています。

政府は、家族や地域社会が変化する中、社会的孤立などの問題が生じ、縦割りの現行制度では対応できないからだと説明していますが、縦割りだけが問題でしょうか。住民の助け合いに任せるのではなく、各制度とそれを担う職員を量、質共に充実させ、適正な連携を強化することが不可欠です。

保険あって介護なしの状況が年々強まっています。年々上がり続ける介護保険料を抜本的に改善するために、国に対し国庫負担割合を引き上げるように求めてください。

太子町は法を守り、住民から取り過ぎた保険料を基金にため込むのではなく、保険料値下げに使ってください。藤井寺市は期の途中で値下げをいたしました。今からでも遅くありません。住民福祉の増進を第一に考え、保険料の引下げを求めて、反対の討論といたします。

○山田委員長職務代行者　ほかにございませんか。

○建石委員　議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、令和3年度から始まった第8期介護保険事業計画に沿った内容で予算編成

されており、本町の高齢化に対応すべく、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を展開すると共に、地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組や認知症の方への支援などを行いつつ、医療と介護の連携並びに高齢者を地域で支えていく体制を構築するなど、地域づくりの推進や様々な課題に対して、適切に対応できる包括的な支援体制に取り組むものとされており、充実した内容となっています。

また、歳入の柱となる第1号被保険者の保険料については、急速に高齢化が進んでいくことが予想される中、介護サービスの平等化に伴う1人当たりの給付も年々増加していることから、将来における介護保険の安定的な運営を図りつつ、保険料の上昇を抑制するため、準備基金の有効かつ計画的な活用がなされていると共に、法に定められた国・府等の負担割合による予算措置がなされており、適正なものであると考えます。

今後も、なお一層の保険給付の適正化に努められ、高齢化の推進に対応し、介護保険事業の円滑な提供、運営に努められることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立4名・反対2名)

○山田委員長職務代行者 起立4名、反対2名、よって、賛成多数でございます。

議案第19号、令和4年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、概要の説明をさせていただきます。

まず、初めに、附属説明資料をお願いいたします。

附属説明資料の1頁でございます。

令和4年度当初予算の総額は、2億4千131万3千円で、前年度比1千259万5千円、5.5%の増となっております。

まず、1頁、歳入でございます。

保険料で1億9千84万9千円、前年度比987万3千円、5.4%の増となっております。

増の主な要因といたしましては、被保険者の増加に加え、第8期となる令和4年度、令和5年度の保険料率の上昇によるものとなっております。

なお、特別徴収と普通徴収の現年度分における割合は、これまでの実績から6対4の割合と想定し、それぞれ予算を計上いたしております。

また、滞納分として、101万7千円を計上させていただいております。

次の繰入金の事務費繰入金455万3千円は、歳出の総務費に係る一般会計からの繰入金となっております。

保険基盤安定繰入金3千789万円は、政令軽減に係る7割、5割、2割の保険料軽減分を一般会計より繰り入れるものとなっております。

そのほか、繰越金と延滞金等のその他の収入を加えまして、2億4千131万3千円が予算の総額となっております。

次に、歳入の表の下でございます。

被保険者見込み数は2千38人。前年度と比べて86人の増を見込んでおります。

そのうち、下の表になりますが、政令軽減のかかる方は、合計で1千228人、全体の約6割の方が軽減対象になるものと見込んでおります。

次に、2頁をお願いします。

歳出でございます。

総務費456万3千円、69万6千円の増。増の主な要因は、本年10月1日から、一定以上の所得のある方を対象に、自己負担の割合が2割に変更されることから、全被保険者に被保険者証を7月と9月に2回発送するための郵送料として、一般管理費で66万7千円の増。また、徴収等に係る事務経費を計上しております。

次に、広域連合納付金は2億3千611万5千円で、保険料と基盤安定繰入金等の収入を広域連合に支出する納付金となっております。

そのほか、過年度分の保険料を還付する場合の保険料還付金及び還付加算金を計上させていただいております。

それでは、予算書をお願いいたします。

265頁でございます。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千131万3千円とするものがございます。

次に、飛びますが、272頁、273頁をお願いします。

まず、歳出からでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費297万9千円、前年度と比べ66万7千円の増でございます。

事業別区分1の一般管理事業297万9千円ですが、後期高齢者医療に係るクラウドシステム利用料や被保険者証の郵送料等を計上いたしております。

増の要因といたしましては、被保険者数の増加によるもののほか、本年10月1日から導入される自己負担の2割負担導入に伴い、全被保険者に保険者証を2回送付するための郵送料の増を見込んでおるものでございます。

2項徴収費、1目徴収費158万4千円。前年度と比べまして2万9千円の増でございます。

事業別区分1の徴収事業158万4千円では、保険料に係る納付書等の作成、郵送費等を計上いたしております。

2款広域連合納付金2億3千611万5千円。前年度比1千189万9千円の増となっております。増の主な要因といたしましては、被保険者の増加に加え、2年に一度となる保険料率の改定によるものでございます。

事業別区分1の広域連合納付事業2億3千611万5千円は、被保険者から納付いただきました保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合へ納付する広域連合納付金を計上いたしております。

次の3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金62万5千円。

すいません、次の274、275頁をお願いいたします。

2目還付加算金1万円は、過年度分保険料の返還に係る還付金及び還付加算金で、前年度と同額をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが、270頁、271頁にお戻りいただけますでしょうか。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では、

1億1千201万1千円を、2目普通徴収保険料では7千884万8千円を計上いたしており、被保険者2千38人分に係る保険料となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料で、前年度と同額の2万円を計上いたしております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金455万3千円、前年度比69万6千円の増となっております。主な増の要因は、事務繰入金の対象となる総務費の一般管理費のうち、郵送料の増となるものでございます。

次に、2目保険基盤安定繰入金で、前年度比206万2千円の3千789万円を計上いたしております。

4款繰越金でございますが、前年度と同額の800万円を計上いたしております。

5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、予算の頭出しとして1千円を計上させていただいております。

以上、議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長職務代行者 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 歳入で、人も増えたし、保険料率が変わったのでということで納付金が増えて、歳出が増えていますが、結局、保険料はどれぐらい上がったんですか。大阪府って、元々全国でも高いほうだったじゃないですか。全国で何番目というのが分かっていたら教えてください。

○松岡保険医療課長 まずは、全国で大阪の水準が保険料につきまして、どの程度かということなんですけれども、今、手元にございます資料は、令和2年度の分になります。1番目は東京都、2番目が神奈川県、3番目が愛知県、大阪府については、4番目ということになってございます。

第8期の保険料の件でございますけれども、実際に、均等割で350円の値上げ、所得割では0.6%の値上げということで、収入所得が変わらない方であれば、保険料が上がったというふうに思われる方が大勢おられると思います。

その中で、実際に全体の後期高齢者医療制度の被保険者が、やはり団塊世代が急激に

増えますので、押しなべると、実際は約383円ほどに値下げという形にはなっており
ます。

ただ、先ほど言いましたように、何ら所得収入が変わらない方にとっては、値上げと
いうふうに思われると考えております。

○西田委員 どちらかという、しんどい方が値上げを実感するということになるのかし
らと思うんですけれども、本当に保険料をさっきからずっと値上げばかりしかないん
ですけれども、大阪府、前期やったか、その前か、少しお金を入れて、上げ幅を下げた
と思うんですけれども、府に基金が残ってないんですか。また、府が保険料引下げに基
金を使おうとはしてないんでしょうかね。

○松岡保険医療課長 財政安定化基金のお話で、それを入れないのかという質問だと思
います。

財政安定化基金につきましては、今、手持ちにございますのが、331億円でありま
すよというふうな資料は出ささせていただいたんですけど、金額的にはちょっと非常に少
ないかなというふうに考えています。

財政安定化基金については、やはり受益と負担の関係から、保険料収入で賄うという
ことを考えると、財政安定化基金は活用しないということの方針で、第8期についても、
現在も積算をしています。

しかしながら、保険料の算定に当たって、広域連合では令和3年度の財政収支の精査
等による剰余金を活用しまして、195億円、2か年で190億円になるという形にな
っておりますけれども、保険料の抑制をしているということでございます。

○西田委員 それと、保険料が上がったのが、経過措置がもうなくなったじゃないですか。
だから、経過措置がなくなって、滞納が増えているとか、苦しい住民さんが増えている
とか、そういうのは見えているんでしょうか。

○松岡保険医療課長 今現在、窓口業務のサイドでは、保険料が7.5割から7割になり
ましたとか、9割から7割になりました、ちょっとしんどいですというように、相談
等々、まだ聞いていません。もし相談等々ございましたら、丁寧に対応していきたいと
いうふうに考えております。

○西田委員 滞納が増えないことを願うんですけれども、保険料も払われへんし、医療費
も上がったら、医者にもかかれない状況にならないようにはしていただきたいと思うん
です。と、思うんですけど、2021年6月に、参議院で、75歳以上医療費窓口負担

2割化法、これが可決されて、もう今年の10月からですか、年収200万以上の人が2割負担になると聞いているんですけども、全国でいけば370万人いらっしゃるって、後期高齢者医療制度加入者の約20%がここに当たるそうなんです、太子町でも影響を受ける人数はどれぐらいになるんでしょうか。

○松岡保険医療課長 委員おっしゃられるとおり、10月1日から、窓口負担が2割になる方がおられます。大ざっぱに国のほうからは、約2割の方が対象になりますよということ、案内が来ております。

ただ、こちらのほうで見てる資料としましては、国の想定割合は、実際は20.5%で、大阪府の対象の人数の想定割合が19.8%ということで、それを仮に太子町の今現在の被保険者、予算上の被保険者に当てはめると、令和4年度につきましては、約403人が2割負担に移行するのかなというふうに見込んでおります。

○西田委員 それは、令和4年度の附属説明資料の2千38人に、単純に2割掛けたということですか。

○松岡保険医療課長 2千38人に単純に2割を掛けたというのではなくて、大阪府から出されてます太子町での2割負担の想定割合が示されております。それに基づいて答弁させていただいた数字でございます。

○西田委員 やっぱ多いですね。6割が軽減対象になってて、403人の方って。大体この人たち、年収200万以上の1人は分かるんですけど、2人でも2割負担になってくるんですね。

○松岡保険医療課長 年収が単身で200万ということなんですけれども、普通の場合は、320万円年収、仮に年金だけだとすれば、通常にサラリーマンとして勤めてこられた方で年金の収入がある方、プラス、被扶養者として扶養されていた方の年金を合わせると、もう既に320万を超えていってしまう状態になっているのかなというふうに考えています。

ですので、人数的には結構な、400人強ですかね、2割負担となってしまう状況であるというふうに把握しております。

○西田委員 少ないですよって、そんなに影響ないですよと言いながら、もうこれだけの人数いますし、あと、政令で対象者、収入の割合とか、いつでもいられるようになっていくということですので、最初はこれぐらい、これぐらいがもう既に多いんですけども、これがどんどん広がる懸念があるということで、本当に安心して医療にかかれ

ない75歳以上の方、それから団塊の世代の方が増えるとおっしゃいますけれども、今まで働いてお金をたくさん納めてきた人たちが、さあ、後期になって医療費安くなるから、ちょっと楽になるかなと思ったら、2割ですからね。本当にひどい制度だなと思っております。

片一方で、現役世代と高齢者を分断する制度となってくるんですけれども、2割負担導入で現役世代の負担が軽減されるからって、そういう特典もありますよみたいなこと言いますけれども、では、一体どれだけ軽減されるんでしょうか。

○松岡保険医療課長 2割負担導入で、現役世代の負担割合、負担の額がどれだけ軽減されるかということですが、一般的に報道されているのは、月額30円ですので、そんな大した金額ではないというふうな認識ではあるのですが、今回の制度改正に当たって、2割負担が創設されるに当たり、外来については、1人当たり1か月3千円の上限を設けています。この上限がもしなかったとすれば、もう少し現役世代の負担は、軽くというのが正しい表現がどうか分かりませんが、増えるのかなというふうには考えております。

○西田委員 片一方で、これをやることで、どこが一番軽減されるのかというと、国が軽減されるだけであって、現役世代が、今言うたみたいに、たった30円。高齢者75歳以上の年金暮らしの方の医療費の窓口負担が2割負担になるということで、本当に高齢者用に病院に行くなという制度が更に強まるかなと思っております。本当にひどい制度なんですけれども、国に対することは、それだけにしておきます。

年度途中から負担増になるということで、保険証を送るとおっしゃったじゃないですか。だから、2割負担になる人に対して2回送ることになるんですかね。

○松岡保険医療課長 すいません。7月31日をもって、今現在使われている保険証の有効期限が来ます。その段階で、10月1日に2割施行ということになりますので、判定につきましては、1割、もしくは3割という判定で保険証を送らせていただきます。これが、7月の中旬ぐらいになるかと思えます。

10月1日から2割負担が施行されるということで、9月中に再度1割、2割、3割の負担を全被保険者にさせていただいて、全被保険者に被保険者証を送るという作業です。

ですので、7月と9月の2回とも、全被保険者に保険証を送るという段取りになっています。

○西田委員 その短い間に、人を替えても同じことを2回やるということで、職員さんの負担も増えるかと思うんですけれども、そういったことに対して、財政措置はあるんですか。

○松岡保険医療課長 予算書の中で、一般管理費のほうが70万ほど郵送費をつくっています。それに対して、2回送るための郵送料が、その分が増となっています。今のところ、職員に対する、何ていうんですか、準備費等々の交付金というのは示されておられません。

ただ、職員に対する負担等々もございますので、これから制度施行に向かって、内容を注視しながら、頂けるものは頂くというような形で話をさせていただきたいと考えております。

○山田委員長職務代行者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○藤井委員 議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を劣悪な医療保険に抱え込んで負担増と差別を押し付ける悪法です。2008年の制度導入後、既に6回にわたる保険料値上げが強行されました。

しかも、安倍・菅内閣は、この制度がスタートした際に、当時の自公政権が、国民の批判を受けて導入した保険料軽減措置、特別軽減を打ち切り、低所得の高齢者に保険料の大幅な引上げを押し付けました。

更に、2021年6月4日、参議院本会議で、75歳以上医療費窓口負担2割化法が強行されました。この法律が実施されると、今年度10月から、年収200万円以上の人、370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%の方が2割負担となります。

国会審議の中で、1、2割負担導入による現役世代の負担軽減効果は、僅か月額約30円であること、2、コロナ禍の今、精神的にも経済的にも疲弊している中で高齢者への負担増は、受診控えもあることが、各種調査で明らかになっているにもかかわらず、

政府は健康悪化には結びつかないとしていること。3、国会審議を経ずに、2割負担増の対象者を政令によって広げることができることなど、多くの問題点が明らかになりました。

コロナ禍で、ただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は、高齢者の命、健康権、人権の侵害です。

応能負担を窓口一部負担に求めるのではなく、富裕層や大企業に求めるべきです。強制加入の社会保険では、必要な給付は、保険料だけでなく、公的負担と事業主負担で保障すべきです。

先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前です。欧州諸国など先進国では、窓口負担は無料、または、少額の定額制です。日本でも、岩手県沢内村で始まった老人医療費無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで、国の制度として実現した歴史を持っています。

後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の引上げをやめさせ、差別と負担増の制度を廃止し、高齢者が安心して入院治療、療養ができる制度となることを求めて、反対の討論といたします。

○山田委員長職務代行者　ほかにございませんか。

討論を許します。

○森田委員　議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、被保険者から納付された保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するために設置されたものであり、先の広域連合議会で決定された保険料率に基づき、編成されております。

また、令和4年度から、団塊世代の後期高齢者医療への移行による急速な被保険者数と保険給付費の増加が見込まれる中、国においては、生涯にわたって持続可能な制度とするため、自己負担の見直しが行われております。

このような状況の下、広域連合においては、決算余剰金を活用することで保険料の上昇を抑制するなど、適切な措置が取られていると考えられます。

今後も、国の動向を注視しながら、制度の円滑な運営に努力されるよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○山田委員長職務代行者　ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長職務代行者 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第20号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立4名・反対2名)

○山田委員長職務代行者 起立4名、反対2名、よって、賛成多数でございます。

議案第20号、令和4年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は、全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午後 1時40分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長職務代行者 山 田 強